

マスクが不要な場面では、周囲を気にせず外せるように 場面に応じた適切なマスク着用を市民に呼びかけ

国は、令和4年5月20日付け厚生労働省通知によりマスク着用の考え方を示し、6月21日には、近距離で会話する場合を除き屋外ではマスクを外すよう厚生労働大臣が呼びかけを行ったところです。

長岡市でも、市ホームページでの周知のほか、市立学校への通知等を行っているところですが、多くの市民がこれまでどおりにマスクの着用を続けている状況が見受けられます。

市では、本格的な夏に向け、新型コロナウイルス感染予防のためのマスク着用による熱中症を防ぐためにも、外してよい場面等をわかりやすく示すことで、市民の皆様から適切にマスクを着用していただきたいと考えています。「暑いけれど周囲の目が気になる」などの理由でマスクを外せないといった声が聞かれる現状から、場面に応じたメリハリあるマスクの着用が進むことで、感染症対策と熱中症対策の両面で効果的にマスクが活用されるよう、様々な機会を通じて改めて呼びかけていきます。

1 周知・呼びかけの内容 厚生労働省の資料（別紙）を踏まえて呼びかけ

● 屋外ではマスクを外しましょう

【具体的な場面の例】

- ・ 徒歩や自転車での通勤・通学
- ・ 徒歩や自転車での買い物などの行き帰り
- ・ 犬の散歩、ゴミ出し、ウォーキング、ランニング
- ・ 鬼ごっこなど密にならない外遊び



※ 屋内で人との距離*があり、ほとんど会話をしない場合もマスクを外してOK
(公共施設、病院、店舗内などでは、各施設のルールを確認し協力を)

※ 屋外であっても、人との距離を取らずに会話する場合は、マスク着用を推奨

*人との距離：2メートル以上が目安

2 具体的な取り組み

市では、市民の皆様がマスク着用の考え方を理解し、積極的にメリハリのあるマスク着用をしていただくよう次の取り組みを行います。

(1) 市民に向けた市長メッセージ

市ホームページに掲載。併せて、市公式LINEで配信するとともに、ポスターにして市有施設に掲示

裏面に続く

(2) 様々な媒体を通じた広報

マスクが不要な場面について具体的な事例を挙げるなど、よりわかりやすい形で周知・呼びかけに取り組む。

【広報の一例】

- ・ 市政だより7月号、市ホームページ、市政広報ラジオ番組等での周知
- ・ 市公式LINE等による注意喚起



(3) 市立学校および保護者への周知

学校におけるマスク着用の取り扱いについて、5月25日付けで市立学校へ通知

- ・ 熱中症予防を優先し、屋外での教育活動および登下校等においては、原則としてマスクを外す。
- ・ 屋内であっても、人との距離が確保できており、会話をほとんどしない場面ではマスクを外してよい。
- ・ マスク着用を希望する児童生徒については、その意思を尊重する。

(4) 保育施設への周知

保育施設でのマスク着用の取り扱いについて、5月23日付けで保育施設へ通知

- ・ 2歳未満のマスク着用は推奨しない。
- ・ 2歳以上の就学前の子どもは、他者との距離にかかわらず、一律の着用は求めない。

(5) 市内事業者への周知

長岡商工会議所・各商工会および各組合など62団体を通じて、場面に応じた適切なマスク着用の周知・呼びかけに取り組む。

(6) 市職員による取り組み

マスク着用の取り扱いについて、6月22日付けで各所属へ通知

- ・ 場面に応じたメリハリあるマスクの着用を職員が率先して実行する。
- ・ 来庁者の不安を軽減するため、窓口対応についてはマスクを着用する。

問い合わせ

【呼びかけの内容について】 福祉保健部健康課 西山 電話 0258-39-7508

【市長メッセージについて】

危機管理防災本部（危機対策担当） 金子 電話 0258-39-2262

【様々な媒体を通じた広報について】

地方創生推進部広報課 佐藤 電話 0258-39-2202

【市立学校および保護者への周知について】

教育部学務課 青木 電話 0258-39-2239

学校教育課 佐山 電話 0258-39-2249

【保育施設への周知について】 子ども未来部保育課 恩田 電話 0258-39-2219

【市内事業者への周知について】 商工部産業支援課 河上 電話 0258-39-2222

【市職員による取り組みについて】 総務部人事課 斎藤 電話 0258-39-2201